

## 平成23年度事業計画

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

### 事業活動方針

警察当局の厳しい暴力団取締りとあいまって、ここ数年、地域や職場における暴力団排除活動は、目に見えて活発化していることが実感できます。

平成19年に「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が出された以降、証券、金融、不動産、建設、保険契約、運送、プロスポーツなどの業界における暴力団排除が、積極的に取り組まれています。

この様な中、暴力団員による不当な行為により府の行政、府内の事業活動、府民の生活に生じる不当な影響を排除し、府民の安全・安心で平穏な生活の確保と青少年の健全な育成を図ることを目的として、京都府暴力団排除条例が制定され、平成23年4月1日から施行されるなど、暴力団排除活動の環境整備が図られております。

また、暴追センターは、公益財団法人として認定され、平成22年12月24日、新たなスタートをすることとなりました。

暴力団排除活動が積極的に取り組まれている中、暴追センターに対する期待度は、益々高まり、困ったときの駆け込み寺としての機能はもとより、これまで以上に、充実した事業活動が求められることから、平成23年度は、職員個々の能力向上、センター体制の整備強化、警察当局等との連携強化を図りながら、府民の期待に応える事業活動を実施してまいります。

【 事業内容 】

事業名	実施項目	事業内容
1 広報啓発活動	(1) 効果的な広報啓発活動の推進	<p>広く府民に理解を求める事業については、新聞折り込み、広告紙等への掲載のほか、行政機関等の発行する機関紙等への掲載依頼を行う。</p> <p>各種団体等の行う大会・研修会に参加し、センター事業内容等について広報啓発を推進する。</p> <p>行事等府民にアピールできる事業については、マスコミに対し、積極的に広報提供等を行い知名度アップを図る。</p>
	(2) 府民大会等の開催	<p>京都府民大会を開催し、各暴力排除活動組織の活性化を図るとともに、府民の参加を広く求めて暴排意識の高揚に努める。</p>
	(3) 地域大会、総会等への積極的参加	<p>地域・職域団体等の開催する暴力追放大会及び総会等へ参加し、各種資料等の提供を行い暴排組織のすそ野の広がりに努める。</p>
	(4) 各種通信機器の整備と機能の充実強化	<p>通信機器(インターネット・ホームページ等)の整備と機能強化を図り、府民との接点拡大に努める。</p>
2 組織支援活動	(1) 地域・職域暴力追放活動への支援	<p>新規暴排組織の結成と育成に努めるとともに、既存の組織に対して情報提供等積極的な支援に努める。</p> <p>地域住民を支援すべく、ユニホーム、監視カメラなど装備機材の整備充実に努める。</p>
	(2) 不当要求防止責任者等に対するレベルアップ	<p>暴排資料を積極的に提供するほか、個別事案については直接指導を行い、暴力団対応要領のレベルアップに努める。</p>

	(3) 暴迫功労表彰	暴迫活動の功労者を正しく把握し、真の功労者（団体）を積極的に表彰上申する。
3 相談活動	(1) 親切的な相談活動	相手の立場に立った相談活動と相談者の信頼を得るに必要な知識の研鑽に努める。 相談者の恐怖心を和らげるため、身辺保護機器（警報器、秘匿即報機器、GPS緊急通報機器等）、録音機等の整備充実を図るとともに支援活動に努める。
	(2) 弁護士・警察との連携強化	京都弁護士会（暴力追放相談委員）、組織犯罪対策第一課との連携を密にして、効果的な相談活動に努める。
	(3) 暴力追放相談委員研修会の開催	暴力追放相談委員の研修会等を開催し、相互の情報交換、相談委員のレベルアップに努める。
	(4) 積極的な派遣型相談の受理	相談委員を適宜適切な場所へ積極的に派遣するなどして、効率的な相談業務に努める。
4 少年対策事業	(1) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動	少年指導委員等との連携を密にし、被害対象少年及び保護者対策を効果的に行い暴力団の影響排除に努める。
	(2) 資料提供等の支援活動	少年対策推進団体等に対し暴排資料提供を行うなど、支援活動を積極的に行う。
5 受託事業	(1) 責任者講習の共同開催	選任時講習及び定期講習を状況により府県の枠を越えて共同で行う。（近畿管区内申合事項）
	(2) 公務員に対する責任者講習の実施	行政機関との連携を密にし、公務員対象の責任者講習受講の促進を図る。
	(3) 講習内容の充実	被害者となりやすい業種・業界等へ積極的に

		<p>働きかけ、臨時講習等も視野に入れた責任者講習の開催に努める。</p> <p>受講者が興味を持ち理解しやすい擬似体験型講習（ロールプレイン）や事例を交えた講義を行うなど、真に効果の挙がる講習に努める。</p>
6 救済事業	(1) 装備資器材の整備	<p>対立抗争時における地域住民の身の安全確保や反社会的集団からの不当要求に伴う撃退機材等の整備充実に努める。</p>
	(2) 被害者に対する見舞金支給等	<p>タイムリーで適正かつ効果的な見舞金・保護活動支援金の支給に努め、被害者の救済及び駆け込み寺としての役割を積極的に行う。</p> <p>被害者等が勇気を持って事件を申告したり、事件情報を通報するなどして暴力団排除活動に貢献した人を積極的にたたえるため、ゴールデン武士賞(H19 新設)を贈呈し、更なる暴力団排除意識を高める。(理事長賞)</p>
	(3) 訴訟費用の貸付け	<p>警察・弁護士と連携を図り、暴力団事務所の撤去、暴力団組長に対する損害賠償請求等に際し積極的、効果的な訴訟費用の貸出しを行う。</p>
	(4) 京都府犯罪被害者支援連絡協議会への参加と支援	<p>被害者等のおかれている立場を踏まえ、その視点に立った各種支援活動に努める。</p>
	(5) 離脱者支援活動	<p>警察、保護司、京都刑務所等々と連携して、暴力団離脱希望者に対する指導及び保護活動を推進する。</p>
7 研修事業	<p>全国民事介入暴力大会・研修会への参加</p>	<p>弁護士会主催による「全国民事介入暴力対策全国大会」「民事介入暴力研究会」等に参加し、暴力団訴訟対策等の研修に努める。</p>

8 調査研究活動	(1) 公刊資料の収集保管・活用	暴力団の不透明化に対応するため、新聞・週刊誌等に報道された記事等の資料化に努め、公刊資料に基づく暴力団関連情報の集約に努める。
	(2) 全国センター及び近畿センター等との連携した事業の推進	<p>全国センター及び近畿センター主催の研修会等に積極的に参加し、事業活動に反映させる。</p> <p>全国センター等の会報等に紹介されている効果的活動については、積極的に視察、資料の取り寄せなどして当センター事業に反映させる。</p>
9 その他	(1) 公益財団法人名称変更に伴う看板等の整備	公益財団法人設立による名称変更に伴う電飾公告掲示看板等の整備に努める。
	(2) 当センター規程集の編冊作業	公益財団法人設立に伴う規程集の編冊作業を行う。
	(3) 賛助会員募集活動の推進	事業安定の財源確保のため引き続き推進する。